

9. 豪雨災害対策緊急アクションプラン（平成16年12月10日）の実施状況

現 状 と 課 題

改 善 策

送り手情報から受け手情報への転換を通じた災害情報の提供の充実

避難行動等に有効な洪水予測情報は大河川のみ（1時間間隔）

局所的降雨予測データを用いた中小河川の洪水予測の高精度化（10分間隔）

被災経験の減少などにより市町村の避難勧告の判断が遅れた

市町村毎に避難勧告の判断の基準の作成

水防法を改正し避難勧告の目安となる特別警戒水位を設定し、情報の提供

洪水時等の情報は、「河川の水位が〇〇m」など河川管理者側の情報で、住民に実感がない

氾濫域の浸水情報や土砂災害の前兆現象の情報を実感できる情報として提供

平常時からの防災情報の共有の徹底

浸水想定区域図の作成は大河川が中心

水防法を改正し主要な中小河川において浸水想定区域図の作成・公表の義務付け

ハザードマップの作成・公表は361市町村のみ

水防法を改正し主要な中小河川においてハザードマップの作成・公表の義務付け

土砂災害警戒区域の指定は2県で213箇所とわずか

土砂災害警戒区域の指定の全国展開と土砂災害ハザードマップの作成・公表の義務付け

迅速かつ効率的な防災施設の機能の維持向上

中小河川は事業実施区間の流下能力の把握のみで水系全体の安全度が十分に把握されていない

全国で航空レーザー計測を行い各河川の安全度を調査・評価・公表

堤防は計画高水位を基準に必要な断面の確保（量的整備）を優先

市街地等を流れる区間で堤防の質的強化を実施

ダムは操作ルールは、計画に基づき、洪水調節と利水容量を区分して管理することが基本

事前放流などダムの機能をより有効に活用できるように操作ルールを変更

地域の防災対応力の強化

災害時の情報伝達に、災害時要援護者に対する配慮がない

災害時要援護者の円滑な避難行動支援のための仕組みの整備

特定都市河川法では、地下空間管理者に対し、避難確保計画の策定・公表は努力義務

大規模な地下空間の管理者等に対して、洪水時の避難確保計画の作成を義務化

平成18年度末の実施見込み

改 善 目 標 等

全国10河川で試行

H21年度末までに一級水系約900河川で整備

ガイドラインに基づきモデル河川で判断基準を作成

全国の市町村で避難勧告判断基準を作成

約1,100河川（水位周知河川）

H21年度末までに約2,000河川（洪水予報河川に移行する河川も含め）

利根川で実施（氾濫域の浸水情報）

H21年度末までに全国の氾濫区域の非常に大きい10河川で実施

土砂災害に関する情報提供等を337市町村で実施

H19年度末までに約400市町村で実施

浸水想定区域は512河川で公表済み（H18.9現在）、更に今年度約140河川で公表予定

H21年度末までに浸水想定区域は約2,200河川を公表

洪水ハザードマップは497市町村で公表済み（H18.9現在）、更に今年度約130市町村で公表予定

H21年度末までにハザードマップは約1,500市町村で作成

47都道府県で約30,000箇所の土砂災害警戒区域等を指定

H22年度末までに約20万箇所を指定

航空レーザー計測を概ね終了し、モデル河川で安全度について調査・評価

H19年度末までに全ての一級水系河川に係わる安全度について調査・評価・公表

直轄河川で約7,400kmの詳細点検、中小河川で約7,700kmのカルテを作成済み

H21年度末までに直轄河川約10,000km実施、中小河川はカルテを作成し順次実施

直轄・水機構・補助の延べ29ダムで事前放流を実施

直轄・水機構の全てのダムについて事前放流等の検討後適宜実施

「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を作成しモデル市町村で避難マニュアルの作成を支援

引き続き市町村の避難マニュアルの作成を支援

大阪市において14施設で避難確保計画を作成

引き続き避難確保計画の作成を支援